

専決処分書

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和2年5月28日

伊丹市長 藤原 保 幸

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第２８号）

伊丹市介護保険条例（平成１２年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項を次のように改める。

２ 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、市長が定める期日までに提出することができる。

- (1) 第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の住所及び氏名
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限
- (3) 減免を必要とする理由

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の介護保険条例第１２条第２項ただし書の規定は、令和２年２月１日以後に納期限が到来する保険料の減免について適用する。